

(仮称) 道の駅しろいし整備事業 実施方針 改訂箇所一覧表

No.	書類名	改訂前 ページ	改訂後 ページ	項	項目名	改訂前	改訂後
1	実施方針	4	4	第1章 1 (10) 1) ①	設計業務、建設業務及び工事監理業務	【新規】	なお、一般の建設事業と同等に年度ごとに前払・中間前払を可能とする予定としている。
2	実施方針	5	5	第1章 1 (10) 3)	PFI事業者の支出	建設業務のうち、地域振興施設（飲食施設、物品販売施設）の内装工事(什器備品等の整備、照明等の設備工事を含む)。	道の駅に関する建設業務のうち、地域振興施設（飲食施設、物品販売施設）の躯体を除く工事(什器備品等の整備、照明等の設備工事を含む)及び子育て支援施設の什器備品の整備。
3	実施方針	5	5	第1章 1 (10) 3)	PFI事業者の支出	また、施設整備に係る費用の一部（主に、国県補助金及び地方債の対象となる費用）については、施設整備一時金として、本市は、設計、建設の完了時点でPFI事業者へ支払う。また、消費税分については、完成時に一括で支払うことが可能である。	【削除】
4	実施方針	7	7	第2章 3(1) 1)	SPCの設立	【新規】	iii. 本事業の仮契約時に、本市の競争入札参加資格者名簿（「建設工事」、 「測量・設計・コンサルタント」、「物品の販売・製造、役務の提供」のいずれか）に登録されていること。
5	実施方針	8	8	第2章 3 (3)	各業務に当たる者の の資格要件	構成員又は協力企業のうち、設計、建設、維持管理及び運営の各業務に主としてあたるもの（SPCからこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ①から⑤までの要件を満たすこと。	構成員又は協力企業のうち、設計、建設、 <u>工事監理</u> 、維持管理及び運営の各業務に主としてあたるもの（SPCからこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ①から⑤までの要件を満たすこと。
6	実施方針	8	8	第2章 3 (3) ①	(ア) 建築	なお、複数の者で建築設計業務を行う場合は、すべての者が i、ii を満たすとともに、代表企業については i、ii、iii のすべての要件を満たすこと。	なお、複数の者で建築設計業務を行う場合は、少なくとも1者は(i)から(iii)までを満たすこととし、全ての企業は、(i)から(ii)までを満たすこととする。
7	実施方針	9	9	第2章 3 (3) ①	(イ) 土木	なお、複数の者で土木設計業務を行う場合は、すべての者が i、ii を満たすとともに、代表企業については i、ii、iii のすべての要件を満たすこと。	なお、複数の者で土木設計業務を行う場合は、少なくとも1者は(i)から(iii)までを満たすこととし、全ての企業は、(i)から(ii)までを満たすこととする。
8	実施方針	9	9	第2章 3 (3) ①	(ウ) 造園	なお、複数の者で造園設計業務を行う場合は、すべての者が i、ii を満たすとともに、代表企業については i、ii、iii のすべての要件を満たすこと。	なお、複数の者で造園設計業務を行う場合は、少なくとも1者は(i)から(iii)までを満たすこととし、全ての企業は、(i)から(ii)までを満たすこととする。
9	実施方針	9	9	第2章 3 (3) ②	(ア) 建築	なお、複数の者で建築建設業務を行う場合は、すべての者が i、ii、iii を満たすとともに、代表企業については i、ii、iii、iv のすべての要件を満たすこと。	なお、複数の者で建築建設業務を行う場合は、少なくとも1者は(i)から(iv)までを満たすこととし、全ての企業は、(i)から(iii)までを満たすこととする。
10	実施方針	10	10	第2章 3 (3) ②	(イ) 土木	なお、複数の者で土木建設業務を行う場合は、すべての者が i、ii を満たすとともに、代表企業については i、ii、iii のすべての要件を満たすこと。	なお、複数の者で土木建設業務を行う場合は、少なくとも1者は(i)から(iii)までを満たすこととし、全ての企業は、(i)から(ii)までを満たすこととする。
11	実施方針	10	10	第2章 3 (3) ②	(ウ) 造園	なお、複数の者で造園建設業務を行う場合は、すべての者が i、ii を満たすとともに、代表企業については i、ii、iii のすべての要件を満たすこと。	なお、複数の者で造園建設業務を行う場合は、少なくとも1者は(i)から(iii)までを満たすこととし、全ての企業は、(i)から(ii)までを満たすこととする。

(仮称) 道の駅しろいし整備事業 実施方針 改訂箇所一覧表

No.	書類名	改訂前 ページ	改訂後 ページ	項	項目名	改訂前	改訂後
12	実施方針	10	10	第2章 3 (3) ③	(ア) 建築	なお、複数の者で建築工事監理業務を行う場合は、すべての者が i、ii を満たすとともに、代表企業については i、ii、iii のすべての要件を満たすこと。	なお、複数の者で建築工事監理業務を行う場合は、少なくとも1者は(i)から(iii)までを満たすこととし、全ての企業は、(i)から(ii)までを満たすこととする。
13	実施方針	11	11	第2章 3 (3) ③	(イ) 土木	なお、複数の者で土木工事監理業務を行う場合は、すべての者が i、ii を満たすとともに、代表企業については i、ii、iii のすべての要件を満たすこと。	なお、複数の者で土木工事監理業務を行う場合は、少なくとも1者は(i)から(iii)までを満たすこととし、全ての企業は、(i)から(ii)までを満たすこととする。
14	実施方針	11	11	第2章 3 (3) ③	(ウ) 造園	なお、複数の者で造園工事監理業務を行う場合は、すべての者が i、ii を満たすとともに、代表企業については i、ii、iii のすべての要件を満たすこと。	なお、複数の者で造園工事監理業務を行う場合は、少なくとも1者は(i)から(iii)までを満たすこととし、全ての企業は、(i)から(ii)までを満たすこととする。
15	実施方針	15	15	第4章 4	施設整備の要件	「必須施設」は必須とするが、「提案施設」については、PFI事業者の提案に委ねる。	「必須施設」は必須とするが、「提案施設」については、PFI事業者の提案に委ねることを基本とするが、農業体験施設については必ず設けること。
16	実施方針	15	15	第4章 4 (1)	施設規模	・ 必須施設 延床面積 3,300㎡程度を想定とする。	・ 必須施設 延床面積 2,820㎡程度を想定とする。
17	実施方針	15	15	第4章 4 (1)	施設規模	・ 調整池	【削除】
18	実施方針	16	16	第4章 2 (2)	必須施設	【必須施設】	【削除】
19	実施方針	16	16	第4章 2 (2)	必須施設	【新規】	・ スポーツ施設
20	実施方針	16	16	第4章 2 (2)	必須施設	・ 芝生広場	・ 広場 (多世代交流ゾーン内広場、多目的広場)
21	実施方針	14	14	第4章 2 (2)	必須施設	・ 調整池・水田	【削除】
22	実施方針	15	15	第4章 2 (2)	必須施設	・ PFI事業者の提案による	【削除】
23	実施方針	15	15	第4章 2 (3)	提案施設(自主提案事業)	【新規】	ただし、防災公園 (スポーツ・レクリエーション施設) 内に農業体験施設は必ず設けること。